

鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例の 制定について(概要)

1 現況

本条例は、本市が設置する公共下水道の管理及び使用並びに施設の構造及び維持管理の基準について、必要な事項を定めています。

このうち、排水設備等の新設等の設計及び工事については、責任技術者が専属する下水道指定工事店でなければ行ってはならないとしています。また、責任技術者については、鎌倉市下水道指定工事店規則で詳細を定めており、指定機関が行う試験に合格した者又はそれと同等以上の知識及び技能を有する者である者を、責任技術者として登録しています。

2 条例改正の理由

申請者の利便性の向上及び職員の事務負担の軽減を図ることを目的として、責任技術者の登録制度を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

なお、責任技術者の登録制度は廃止しますが、下水道指定工事店の指定に当たっては、「選任する責任技術者がいること」を指定の要件とし、神奈川県下水道協会が発行する合格証又は修了証の写しの提出を求めることとするため、責任技術者の知識及び技能は担保されます。

3 改正の背景

責任技術者の登録は自治体ごとに行っていますが、それぞれの自治体へ申請する必要があることから、申請者には書類作成や登録に係る手数料などの負担が、自治体には書類審査や責任技術者証発行などの負担が生じています。この状況を改善するため、神奈川県汚水処理事業広域化・共同化(排水設備関連事務の共同化)のワーキンググループにおいて検討した結果、責任技術者の登録制度を廃止することとし、各自治体が条例等改正の手続きを進めています。

●県内自治体の廃止状況

令和7年(2025年)1月 座間市

令和8年(2026年)1月 横須賀市

令和8年(2026年)2月 相模原市

令和8年(2026年)4月 平塚市、藤沢市、南足柄市、綾瀬市

4 条例改正の内容

(1) 条例第5条第1項

責任技術者に関する規定を改めます。

(2) 条例第5条第2項

責任技術者の登録手数料に関する規定を削ります。

5 施行期日

令和9年(2027年)4月1日予定